

<入所選考基準改正の検討について>

育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について

(1) 背景

育児休業及び給付については、原則として子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長することが可能となっている。保護者は育児休業の延長をする際に、保育所等に入れないことの証明として、保育所入所保留通知書（不承諾通知）の提出が求められている。

復職の意思がなく、育児休業の延長をしたいがために保育所入所保留通知書の取得を目的に保育所入所申請をする保護者がおり、市の事務手続きに混乱が生じ、真に入所希望する保護者にも影響を及ぼしている。市としては、保育施設への入所申込みの有無にかかわらず、育児休業給付金を最長2年間給付するよう市長会要望を提出している。

(2) 国の考え方

この問題について、平成31年2月7日付厚生労働省通知「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」にて国の考え方として、利用調整における工夫にて対応するよう一例が示されている。

- ① 利用調整に際して、申込者の内面の意思を外形的に確認するため、利用申込書に、「直ちに復職希望」「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける。
- ② 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」について選択した者については、利用調整に当たっての調整指数を減点する。
- ③ その結果、当該項目を選択しなかった者については、優先的に取り扱われることで、希望する園に入れる可能性が高まることとなる。

(3) 改正案

入所選考にあたり、育児休業の延長の意思を確認し、「育児休業の延長を希望する」と選択した保護者については、就労の時間に関わらず基本指数を加点しない。

なお、希望した保育所等に欠員が生じている場合については、この意思にかかわらず入所決定を行うこととする。

(4) 実施時期

令和2年4月入所選考より適用する。